

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松本市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7 %
全職員	72.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.4 %
本庁課長相当職	96.9 %
本庁課長補佐相当職	98.0 %
本庁係長相当職	96.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5 %
31～35年	96.9 %
26～30年	93.6 %
21～25年	91.3 %
16～20年	85.7 %
11～15年	86.0 %
6～10年	90.1 %
1～5年	89.4 %

【説明欄】

男性の給与に対する女性の給与の割合が低いことについて、次の理由が挙げられる。

・全職員に係る情報

全職員に対する任期の定めのない常勤職員以外の女性職員の割合は約3割を占めており、相対的に給与水準の低い職員の占める割合が高くなっている。

任期の定めのない常勤職員のうち、扶養手当や住居手当の受給者の割合が女性に比べて男性が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 対象職員は、市長部局、上下水道局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局に所属する職員（時間額で報酬が支払われている会計年度任用職員を除く）である。

* 休職等（例：育休中、病休中等）の扱いは、給与が支払われていない場合、職員数を算定する対象に含んでいない。